

平成 27 年 5 月 19 日

## 「島田市まち・ひと・しごと創生市民会議」の設置について

---

### 1. 設置目的

地方創生（まち・ひと・しごと創生）に向けて、産業界、教育機関、金融機関、労働団体、行政などが一体となり、本市の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、「島田市まち・ひと・しごと創生市民会議」を設置する。

### 2. 会議の役割

- ・市の強みや特徴を活かした施策の検討
- ・市の「人口ビジョン（案）」及び「総合戦略（案）」の検討
- ・市の「総合戦略」の推進及び実施状況の検証
- ・まち・ひと・しごと創生に関する情報の共有

### 3. 構成員

市長を議長とし、市内各界・各層の皆さまで構成

### 4. 策定スケジュール（予定）

- 平成 27 年 5 月 : アンケート調査実施、市民からの提案募集  
第 1 回島田市まち・ひと・しごと創生市民会議
- 〃 6 月 : アンケートの集計・分析  
人口関連データの収集・推計・検証
- 〃 7 月 : 人口ビジョン素案作成  
総合戦略骨子の作成  
第 2 回島田市まち・ひと・しごと創生市民会議
- 〃 8 月 : 総合戦略素案の作成  
第 3 回島田市まち・ひと・しごと創生市民会議  
パブリック・コメント
- 〃 10 月 : 第 4 回島田市まち・ひと・しごと創生市民会議  
人口ビジョン及び総合戦略策定
- 〃 11 月 : 総合戦略の推進
- 平成 28 年 3 月頃 : 第 5 回島田市まち・ひと・しごと創生市民会議  
総合戦略の実施状況の検証

## 島田市まち・ひと・しごと創生市民会議 設置要綱

### (趣旨)

第1条 地方創生に向けて官民が一体となり、本市の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、「島田市まち・ひと・しごと創生市民会議」（以下、「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に関すること。
- (2) 「地方版総合戦略」の推進及び実施状況の検証に関すること。
- (3) まち・ひと・しごと創生に関する施策の情報交換・連絡調整に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、議長及び構成員をもって組織する。

- 2 会議の議長は市長とし、構成員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 前項の規定に関わらず、議長は必要に応じ構成員を追加することができる。

### (議長)

第4条 議長は、会議の事務を総括する。

### (会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、議長が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、島田市市長戦略部戦略推進課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

別表（第3条関係）

島田市まち・ひと・しごと創生市民会議 構成員

	団体名等
1	島田市自治会連合会
2	島田青年会議所
3	お母さん業界新聞 静岡・島田版
4	島田市小中学校PTA連絡協議会
5	NPOクロスメディア島田
6	島田商工会議所
7	島田市商工会
8	島田市観光協会
9	島田市農業経営振興会
10	島田市内高校
11	島田市校長会
12	島田信用金庫
13	島田・榛北地区労働者福祉協議会
14	島田公共職業安定所
15	島田市

オブザーバー

	団体名等
1	静岡県中部地域政策局

事務局 : 島田市 市長戦略部 戦略推進課